

令和4年5月31日（火）
国土交通省関東地方整備局
川崎国道事務所

記者発表資料

首都直下地震時の道路啓開に協力していただける企業を募集します。

国土交通省川崎国道事務所は、「関東地方整備局業務継続計画」及び「首都直下地震道路啓開計画」において、南西方向の責任啓開事務所となっております。

この度、首都直下地震が発生した際の都心方向への道路啓開体制の強化を図るため、事務所が行う道路啓開に協力していただける企業の募集を行い、技術力のある企業と道路啓開に関する協定を結び、首都直下地震に備えます。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力の「地域貢献度」の項目で加算評価されます。

【受付期間】

令和4年5月31日（火）から令和4年6月27日（月）まで

関係資料を上記受付期間に、川崎国道事務所のホームページに掲載します。

川崎国道ホームページ：<http://www.ktr.mlit.go.jp/kawakoku/>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・都庁記者クラブ・神奈川県政記者クラブ・川崎記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 川崎国道事務所
電話 044-888-6411（代表）
副所長 関 孝男（せき たかお） 工務課長 高坂 祐一（こうさか ゆういち）

協定名称

「首都直下地震における東京都内（南西方向）の道路啓開に関する協定」

協定の目的

首都直下地震が発生した際の道路啓開計画（八方向作戦）において、南西方向の直轄国道の道路啓開や応急対策等の業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び作業員について、その確保と動員の方法を事前に定め、直轄国道事務所と協定会社が協力して道路啓開を行い、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

協定区間

《南西方向》

- ①東京国道事務所が管理する国道246号
- ②①と隣接して横浜国道事務所が管理する国道246号の一部区間
（国道246号集結場所：川崎国道事務所）
- ③その他必要に応じて他の道路に迂回する場合又は他の道路管理者からの要請による道路啓開を行う場合の道路区間

協定期間

令和4年8月1日から令和7年7月31日まで

応募資格（概要）

（詳細は公募手続き資料参照）

- 関東地方整備局における令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格において公募公示文記載工事のいずれかに認定されている者であること。
- 神奈川県内または東京都内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有する者であり、集結場所から概ね10km圏内の神奈川県または東京都に対応拠点を所有する者であること。
- 平成19年4月1日以降に神奈川県内または東京都内で元請けとして完了した公募公示文記載の工事施工実績を有すること。等

スケジュール

- ◇公募期間：令和4年5月31日（火）から令和4年6月27日（月）まで
- ◇協定締結者の通知：令和4年7月上旬頃を予定

公募手続き資料

令和4年5月31日（火）の9時15分から、下記川崎国道事務所ホームページアドレスよりダウンロードができます。

川崎国道ホームページ：<http://www.ktr.mlit.go.jp/kawakoku/>